解散公告（第三回）

当公社は、国土交通省近畿地方整備局長の認可を受け、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

滋賀県大津市松本一丁目二番一号

滋賀県住宅供給公社

清算人　瀬古　良勝

解散公告（第三回）

当法人は、総会決議により平成二十五年四月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

大阪府東大阪市荒川三丁目四番二九号

社団法人東大阪少年補導協会

清算人　久保　惠宣

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

鳥取県西伯郡伯耆町溝口六四七番地

財団法人伯耆町農業振興公社

代表清算人　車　睦宏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

島根県松江市西川津町二五四七番地

財団法人梅園報恩会

代表清算人　仙田　一吉

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

広島県呉市中央六丁目二番九号

社団法人呉市友会

清算人　前田　明則

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年二月三日開催の理事会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

山口県美祢市大嶺町東分三二六番地一

美祢市土地開発公社

代表清算人　林　繁美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月二十六日開催の通常総会の決議及び山口県教育委員会の認可により平成二十五年三月二十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

山口県萩市大字堀四三五五番地萩博物館内

社団法人萩文化財保護協会

清算人　原田　利正

解散公告（第三回）

当公社は、存続期間満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

香川県高松市勅使町三九八番地一七

財団法人高松市水道サービス公社

代表清算人　小川　雅史

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月十五日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

福岡県筑後市大字常用九二二番地の二

宗教法人法照寺

清算人　田中　潮佑

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十九日

熊本県山鹿市山鹿四三八番地猿渡一巳司法書士事務所内

財団法人熊本県社会文化会館

代表清算人　猿渡　一巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県富士見市鶴瀬東二丁目四番、最後の住所埼玉県富士見市鶴瀬東二丁目四番六号

被相続人　亡　本道　美好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十九日

事務所埼玉県富士見市鶴馬二六〇五番地一

○えり美ビル二階あおい総合法律事務所

相続財産管理人弁護士　栗山　美香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西蒲区越前浜五三三七番地、最後の住所新潟市北区新元島町三九〇〇番地七〇

被相続人　亡　早見　孝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十九日

事務所新潟市中央区上所一丁目一番二四号

Nビル二階新潟合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加賀谷達郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県珠洲市蛸島町ナ部二三番地、最後の住所石川県珠洲市蛸島町一一部九番地五

被相続人　亡　林　久夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十九日

石川県珠洲市飯田町一一部六二番地一

相続財産管理人　司法書士　唐澤　正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市川島緑町一丁目五二番地、最後の住所岐阜県各務原市川島緑町一丁目五二番地ハイツリバーランド一〇三

被相続人　亡　岩田　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十九日

事務所岐阜県岐阜市若宮町九丁目一〇番地

相続財産管理人　弁護士　古田　友三

第39期決算公告

平成25年3月22日

札幌市中央区北3条西1丁目10番地

株式会社ブリッジ

代表取締役　吉田富三彦

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	202,410
	固定資産	18,781
	合計	221,192
負債及び純資産の部	流動負債	38,560
	固定負債	11,864
	株主資本	170,767
	資本金	10,000
	資本剰余金	19,214
	資本準備金	19,214
	利益剰余金	141,553
	その他利益剰余金	141,553
	（うち当期純利益）	(6,610)
	合計	221,192